

○内閣府令第六十九号

金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第三百二十九号）の施行に伴い、及び金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二十六条の五第一項から第四項まで（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十年十月三十一日

内閣総理大臣 麻生 太郎

有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十五条」を「第十五条の四」に改める。

第十条第十六号に次のように加える。

イ 投資信託受益証券をその投資信託財産に属する有価証券に交換（投信法施行令第十二条第一号イ又

は第二号ハに定める交換に限る。)する請求を行っており、当該請求の結果取得することとなる有価証券の数量の範囲内で当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の売付けを行う取引(第三号に掲げる取引を除く。)

ロ 投資信託受益証券の取得(投信法施行令第十二条第二号ロに定める取得に限る。)の申込みを行っており、当該申込みの結果取得することとなる投資信託受益証券の数量の範囲内で当該投資信託受益証券と同一の銘柄の投資信託受益証券の売付けを行う取引

第四章中第十五条の次に次の三条を加える。

(空売りに係る情報の金融商品取引所等への提供)

第十五条の二 金融商品取引所の会員等は、指定有価証券(令第二十六条の五第一項に規定する指定有価証券をいう。以下この条及び次条において同じ。)について、当該金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場において自己の計算による空売りを行った場合であつて、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める日から起算して取引所金融商品市場における二営業日が経過する日の午前十時までに、当該指定有価証券に係る自己の残高情報(令第二十六条の五第一項第一号に規定する残高情報をいう。以下この条から

- 第十五条の四までにおいて同じ。)を当該空売りを行った金融商品取引所に対し提供しなければならない。
- 一 当該空売りを行ったことにより、当該指定有価証券に係る空売り残高割合(次条第一項第七号に規定する空売り残高割合をいう。以下この条において同じ。)が〇・〇〇二五以上となり、かつ、空売り残高売買単位数が五十を超えたとき 当該空売りを行った日
 - 二 前号に規定する空売り残高割合又は空売り残高売買単位数に変更があったとき(当該変更後の空売り残高割合が〇・〇〇二五以上であり、かつ、空売り残高売買単位数が五十を超えている場合に限り、前号に掲げるときを除く。) 当該変更があった日
 - 2 金融商品取引所の会員等は、指定有価証券について、当該金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場において顧客の委託を受けて行う空売りを行ったときは、当該顧客の商号、名称又は氏名及び住所又は所在地とともに、当該顧客から提供された残高情報を、遅滞なく、当該空売りを行った金融商品取引所に対し提供しなければならない。

3 取引所金融商品市場においてする指定有価証券の空売りの委託の取次ぎを引き受けた者は、当該委託の

取次ぎの申込者の商号、名称又は氏名及び住所又は所在地とともに、当該委託の取次ぎの申込者から提供された残高情報を、遅滞なく、当該空売りの委託の取次ぎの相手方に対し提供しなければならない。

4 取引所金融商品市場においてする空売りの委託又は委託の取次ぎの申込みをした者は、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める日から起算して取引所金融商品市場における二営業日が経過する日の午前十時までに、当該者の商号、名称又は氏名及び住所又は所在地とともに、当該空売りをした指定有価証券に係る残高情報を当該空売りの委託又は委託の取次ぎの申込みの相手方に対し提供しなければならない。

一 当該空売りを行ったことにより、当該指定有価証券に係る空売り残高割合が〇・〇〇二五以上となり、かつ、空売り残高売買単位数が五十を超えたとき 当該空売りを行った日

二 前号に規定する空売り残高割合又は空売り残高売買単位数に変更があったとき（当該変更後の空売り残高割合が〇・〇〇二五以上であり、かつ、空売り残高売買単位数が五十を超えている場合に限り、前号に掲げるときを除く。） 当該変更があった日

5 第一項の規定により残高情報を金融商品取引所に対し提供した当該金融商品取引所の会員等は、その提供した空売り残高割合又は空売り残高売買単位数に変更があった場合であつて、当該変更後の空売り残高

割合が〇・〇〇二五未満となり、又は空売り残高売買単位数が五十以下となったときは、当該変更があった日から起算して取引所金融商品市場における二営業日が経過する日の午前十時までに、当該指定有価証券に係る自己の残高情報を当該金融商品取引所に対し提供しなければならない。

6 第四項の規定により残高情報を空売りの委託又は委託の取次ぎの申込みの相手方に対し提供をした者は、その提供した空売り残高割合又は空売り残高売買単位数に変更があつた場合であつて、当該変更後の空売り残高割合が〇・〇〇二五未満となり、又は空売り残高売買単位数が五十以下となったときは、当該変更があつた日から起算して取引所金融商品市場における二営業日が経過する日の午前十時までに、当該者の商号、名称又は氏名及び住所又は所在地とともに、当該指定有価証券に係る残高情報を当該空売りの委託又は委託の取次ぎの申込みの相手方に対し提供しなければならない。

7 第一項及び前三項の「空売り残高売買単位数」とは、次条第二項に規定する残高数量を金融商品取引所が定める当該空売りを行った指定有価証券に係る売買単位で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てたもの）とする。

8 第四項又は第六項の空売り残高割合及び空売り残高売買単位数は、第四項又は第六項の空売りが次の各

号に掲げるものである場合にあっては、当該各号に定めるものごとに計算するものとする。

一 信託業（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第一項に規定する信託業をいう。以下同じ。）を営む者が信託財産（投資信託及び投資法人に関する法律第三条第二号に規定する投資信託財産を除く。以下この号及び次条第一項第三号イにおいて同じ。）の運用として行った空売り 当該信託財産（委託者の指図に基づき運用を行う信託財産にあっては、当該委託者）

二 投資運用業（法第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。以下同じ。）を行う者（法第二条第八項第十二号に掲げる行為に係る業務を行う者に限る。）が投資一任契約の相手方のために運用財産（法第三十五条第一項第十五号に規定する運用財産をいう。次号並びに次条第一項第三号ロ及びハにおいて同じ。）の運用（その指図を含む。次号において同じ。）として行った空売り 投資一任契約の相手方

三 投資運用業を行う者（法第二条第八項第十四号に掲げる行為に係る業務を行う者に限る。）が同号に規定する有価証券に表示される権利その他の政令で定める権利を有する者のために運用財産の運用として行った空売り 当該運用財産

四 前三号に掲げるもののほか、金融庁長官が指定する空売り 金融庁長官が定めるもの

9 前各項の規定は、認可金融商品取引業協会の開設する店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の売付けについて準用する。

(金融商品取引所等へ提供する残高情報)

第十五条の三 令第二十六条の五第一項第一号に規定する空売りの残高に関する情報として内閣府令で定める情報は、次の各号に掲げる情報とする。

一 指定有価証券について空売りを行った者の商号、名称又は氏名

二 指定有価証券について空売りを行った者の住所又は所在地（個人の場合は都道府県名及び市町村名又は特別区名とし、非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。次号及び第二十九条第二項において同じ。）である個人にあつてはこれらに相当するもの）

三 指定有価証券の空売りが次に掲げる空売りである場合にあつては、次に定める事項

イ 信託業を営む者が信託財産の運用として行った空売り 信託財産の名称並びに当該信託財産が委託

者の指図に基づき運用を行うものである場合にあつては、当該委託者の商号、名称又は氏名及び住所又は所在地（当該委託者が個人の場合は、都道府県名及び市町村名又は特別区名（当該個人が非居住者の場合は、これらに相当するもの））

ロ 投資運用業を行う者（法第二条第八項第十二号に掲げる行為に係る業務を行う者に限る。）が投資一任契約の相手方のために運用財産の運用（その指図を含む。ハにおいて同じ。）として行った空売り 投資一任契約の相手方の商号、名称又は氏名及び住所又は所在地（投資一任契約の相手方が個人の場合は、都道府県名及び市町村名又は特別区名（当該個人が非居住者の場合は、これらに相当するもの））

ハ 投資運用業を行う者（法第二条第八項第十四号に掲げる行為に係る業務を行う者に限る。）が同号に規定する有価証券に表示される権利その他の政令で定める権利を有する者のために運用財産の運用として行った空売り 運用財産の名称

ニ その他金融庁長官が指定する空売り 金融庁長官が指定する事項

四 空売りを行った指定有価証券の銘柄

五 第七号に規定する残高割合の計算年月日

六 空売りを行った指定有価証券の当該空売りの残高数量及び前条第七項に規定する空売り残高売買単位数

七 指定有価証券に係る空売り残高割合（前号に掲げる残高数量を指定有価証券の発行済株式の総数又は発行済口数で除して得た数値（小数点以下第四位未満の端数があるときは、これを切り捨てたもの）をいう。）

2 前項第六号の「残高数量」とは、一定の日までに令第二十六条の五第一項各号に掲げる空売りを行った指定有価証券の数量の合計（第十条（第一号を除く。）、第十一条、第十四条（第一号を除く。）及び第十五条（第一号を除く。）に掲げる取引として行った指定有価証券の数量の合計を除く。）のうち、その一定の日後に当該指定有価証券又は当該指定有価証券を所有する権利を取得する必要がある数量をいう。（金融商品取引所等による空売りに係る情報の公表）

第十五条の四 金融商品取引所は、当該金融商品取引所の会員等から提供された残高情報を取りまとめ、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

2 前項の公表は、残高情報の提供を受けた日から一年間、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。

3 前二項の規定は、認可金融商品取引業協会の開設する店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の売付けについて準用する。

第二十四条第一号中「(信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第二条第一項に規定する信託業をいう。以下同じ。)」を削る。

第二十九条第二項中「(昭和二十四年法律第二百二十八号)」及び「(同項第六号に規定する非居住者をいう。)」を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、平成二十年十一月七日から施行する。ただし、第十条第十六号の改正規定は、公布の日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二条 この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。